

舞保長第 1339 号

平成21年 1月 8日

各介護保険サービス事業者 様

舞鶴市長寿社会推進課長

介護サービスの提供により事故が発生した場合の保険者への
報告について

上記のことについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）のとおり、利用者が安心してサービス提供を受けられるよう、事業者の責務として、事故発生時の速やかな対応を規定しています。

事故報告については集団指導等においても事業者への周知が図られており、「WAM NET京都府センター」に『事故報告について（京都府「事故報告」参考様式）』（平成19年11月2日）が掲載されております。

今年度の実地指導におきまして、事業所内で発生した事故について本市へ報告されていない事例があり、また中丹東保健所の実施された「リスクマネジメント研修」において報告の基準を明確にしてほしいとの意見もあることから、今後は別紙の取扱基準により対応していただきますようお願い申し上げます。

なお、食中毒、感染症以外の事故報告についても、保健所に本市への報告内容の写しを提出願います。

介護サービスの提供により事故が発生した場合の
保険者等への報告について（取扱基準）

1 報告すべき事故の範囲

- ① 利用者の死亡
 - ・介護サービスの提供により利用者が死亡した場合
 - ・利用者の死亡原因に疑義がある場合
- ② 利用者の怪我等
介護サービスの提供中に発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、薬の誤配のうち、入院又は医療機関での治療を要する場合
- ③ 利用者の保有する財産の損壊、滅失
- ④ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
- ⑤ 利用者の感染症又は食中毒
発生を予防し、蔓延の防止を図る必要のある感染症、結核、疥癬、食中毒
- ⑥ 利用者の送迎中、通院付添中の交通事故

2 報告の方法

- ① 本市独自の事故報告書様式は定めていないので、京都府の示す様式によること。
ただし、すでに事業者において必要事項が記載された任意の様式を作成している場合は、当該様式により報告しても差し支えない。
- ② 事故の発生を知った日から10日以内に報告すること。ただし、第1報で報告できなかった事項は、第2報で経過を報告することとし、長期化する場合は必ず事故処理が完了した時点で、最終報告をすること。
- ③ 緊急性が高いもの電話で報告し、その後に事故報告書を提出すること。
- ④ 感染症又は食中毒が発生した時は、原則、発生時と終息時に報告すること。

3 報告先

- ① 利用者が本市の被保険者である場合は、舞鶴市高齢者支援課へ報告すること。
- ② 利用者が本市以外の被保険者である場合は、当該保険者及び舞鶴市高齢者支援課へ報告すること。
- ③ 感染症又は食中毒が発生した場合は、舞鶴市高齢者支援課と中丹東保健所へ報告すること。
- ④ その他、利用者の家族及び居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に連絡すること。